八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町会・自治会・管理組合（以下、「町会等」という。）が実施する加入促進を目的とした事業の経費及び事務の効率化、情報共有の促進その他デジタル化の推進を目的とした事業の経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下、「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　町会等が行う加入促進活動及び町会活動効率化のためのデジタル化に係る取組を推進し、地域住民のコミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第３条　この要綱による補助の対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

（１）未加入者の加入促進を目的として、町会等が実施する取組または催事
（以下、「加入促進事業」という。）

（２）町会活動のデジタル化推進を目的とした事業
（以下、「デジタル化推進事業」という。）

（補助対象経費）

第４条　この要綱による補助の対象となる経費は以下に掲げる経費とし、「八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付基準」（以下、「交付基準」という。）で別途定める。

（１）加入促進事業　　別表１

（２）デジタル化推進事業　　別表２

（交付条件）

第５条　この要綱による交付条件は、交付基準で別途定める。

（補助金額）

第６条　補助金額は、第４条各号の事業区分ごとに、当該事業に要する経費の 10 分の 9 に相当する額とする（千円未満切り捨て）。ただし、各事業区分における補助金額の上限は５万円とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付申請書（第１号様式）を当該年度終了日の３か月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の交付申請書を確認し、正当であると認めたときは、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

（内容変更等）

第9条　交付決定を受けた者は、市規則第 10 条による補助対象事業の内容の変更等が生じた場合は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業変更・中止・廃止等申請書（第3号様式）により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。ただし、別表3に掲げる内容による変更については、報告のみで足りるものとする。

２　前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更等を承認する場合は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業変更等承認通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告書等の提出）

第 10 条　補助金の交付決定を受けた町会等は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金実績報告書兼支払金口座振替依頼書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後１か月以内かつ当該年度中に市長に提出しなければならない。

（１）事業の支出を証明する書類（領収証等）

（２）事業実施内容の詳細資料

（３）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第 11 条　補助金の交付は、前条の実績報告書等による補助対象事業の完了確認の後に交付する。

（補助金の確定）

第 12 条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等を審査し補助金の額を決定し、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金確定通知書（第６号様式）により町会等に通知する。

（補足）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金制度の見直し）

第 14 条　本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

（別表１）加入促進事業　補助対象経費

対象経費費目	対象経費内容
加入促進用物品経費	未加入者の加入促進を目的として実施する取組経費のうち、物品購入費・印刷経費・委託料・使用料
未加入者の加入促進取組を含むイベント経費	

（別表２）デジタル化推進事業　補助対象経費

対象経費費目	対象経費内容
ホームページ作成経費	ホームページ新規作成委託料
集会所無線LAN設置経費	・集会所のインターネット通信回線開設経費(開設工事経費) ・無線LAN設備を新規導入するためのルーター等通信機器の購入経費 ・その他インターネット環境整備の初期導入経費

（別表３）第９条第１項関係

報告のみとする変更内容
(1)交付決定額の増額を伴わない変更
(2)補助対象事業に変更がないもの
(3)その他市長が認めるもの

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年（２０２３年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年（２０２６年）４月１日から施行する。